

## 菊池市不用物品売払い条件付き一般競争入札実施要領

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 公告名

令和8年菊池市公告第27号 可搬消防ポンプ売払い

#### (2) 売払い物件

物件番号	機関型式	ポンプ型式	製造番号	購入年月	予定価格※税抜 (最低売却価格)
1号	トーハツ 2WT76AM	トーハツ V6201	2618	H16.12	30,000円
2号	トーハツ 2WT76AM	トーハツ V6201	2623	H16.12	30,000円
3号	トーハツ 2WT76AM	トーハツ V6201	2624	H16.12	30,000円

### 2 入札参加資格

菊池市不用物品売払い条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に参加を申しめる者は、個人又は法人とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は申し込みをすることができない。

号	内 容
(1)	地方自治法施行令第167条の4各項に該当する者
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者
(3)	菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成22年条例第2号）第2条第4号及び第5号に該当する者並びに第6号に該当する不当介入を行った者
(4)	市税等を滞納している者
(5)	菊池市職員
(6)	菊池市外に住所を有する者

【注意事項】 「菊池市が行う契約及び行政手続等における暴力団等の排除に関する合意書」に基づき、入札参加者等が暴力団関係者でないことを警察署に照会、確認する場合がありますのであらかじめご承知ください。

### 3 契約条項を示す場所

本件の「売買契約書」を次の各号において掲示する。

本件入札に参加を希望する者は、事前に、当該売買契約書を熟読し、契約条項に了承のうえ入札参加を申し込むこと。

号	掲示場所
(1)	菊池市隈府 888 番地 菊池市役所 総務部 防災交通課
(2)	菊池市ホームページ

### 4 入札参加申込に係る提出書類

入札参加を申し込む場合の必要書類は次のとおりとする。

なお、必要書類の内、菊池市（以下「市」という。）の所定様式は、市ＨＰ又は防災交通課で取得すること。

号	提出書類
(1)	条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
(2)	誓約書（様式第2号）
(3)	本籍地の市区町村が発行する身分証明書（申込者が個人の場合）又は登記事項証明書（申込者が法人の場合）
(4)	役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
(5)	菊池市発行の「未納がない証明書」 ※申込者が法人の場合は法人のもの。個人の場合は個人のもの。

【注意事項】証明書類は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

### 5 入札参加の申込受付期間

上記「4」の提出書類を添えて、次の期間までに申し込みすること。

申し込み期間	令和8年2月20日（金）から 令和8年3月9日（月）15時まで（必着）
--------	----------------------------------------

## 6 受付方法・受付先

受付方法	〒	住所	受付先	TEL
持参又は 郵送	861-1392	熊本県菊池市 隈府 888 番地	菊池市役所総務部 防災交通課	0968-25-7203

## 7 入札参加資格の承認と入札書等書類の交付

入札参加の申込者へ条件付き一般競争入札参加者資格適格（不適格）通知書（様式第4号）を送付する。

## 8 入札物件公開の申し込み

入札参加者において、物件公開を希望する場合は、入札書類と合わせて送付する「物件公開申込書（様式第8号）」に必要事項を記載のうえ、次の申込期限までに上記「6」の受付先へ持参・郵送すること。

なお、物件公開は申し込みがあった場合のみ実施するものとし、物件公開の申し込みがない入札参加者は、本物件の現状を十分に了知しているものと見なす。

物件公開 申し込み期限	令和8年3月5日（木）15時まで（必着）
----------------	----------------------

## 9 入札物件公開の日時及び場所

入札物件の公開予定は次のとおりとする。

物件番号	公開日時	公開場所
1号		
2号	令和8年3月6日（金） 10時～正午	菊池市防災倉庫 菊池市亘 572 番地 1 (菊池市総合体育館下段駐車場内)
3号		

## 10 入札保証金

入札保証金は、次の各号のとおり取り扱う。

なお、納付書は、入札参加資格が認められた者に送付する一般競争入札参加者資格適格通知の際に送付するので、指定された期日までに納付すること。

号	取り扱い
(1)	入札参加者は、入札保証金を納付しなければならない。 入札保証金は、入札参加者が見積もる入札金額（以下「買受希望価格」という。）の100分の5以上に相当する額とする。
(2)	入札保証金を納付しようとするときは、入札保証金納付申請書兼入札保証金返還請求書（様式第5号）を提出すること。
(3)	入札保証金納付申請書兼入札保証金返還請求書の提出後、市が発行する納入通知書により入札保証金を納付すること。
(4)	入札保証金の納付を証明する領収書の写しは、入札書等の入札に係る提出物と併せて提出すること。※13「入札に係る提出物」参照
(5)	入札保証金は、落札者を除き入札参加者の指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する（金融機関の振込手続きに数日を要することをご了承ください）。 なお、落札者の決定を保留した場合は、落札者を決定するまでの間、本物件の入札参加者に係る入札保証金の還付を保留する。 ただし、落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった入札参加者には入札保証金を還付する。
(6)	入札保証金には利息は付さない。

## 11 入札保証金に係る無効の入札について

「10 入札保証金」1号において「入札保証金は、入札参加者が見積もる入札金額（以下「買受希望価格」という。）の100分の5以上に相当する額とする。」と定めています。また、同要領「16 無効の入札」3号において、「所定の入札保証金を納付しない者のした入札」は無効と定めています。したがって、「入札保証金」が「買受希望価格の5%未満」の場合は、上記の無効の入札に該当することとなります（参考例参照）。

(参考例)

○ 無効と ならない例	入札保証金の額 5,000 円	> 買受希望価格 × 5% $60,000 \text{ 円} \times 5\% = 3,000 \text{ 円}$
✗ 無効となる例	入札保証金の額 1,000 円	< 買受希望価格 × 5% $60,000 \text{ 円} \times 5\% = 3,000 \text{ 円}$

【注意事項】「入札保証金納付申請書兼入札保証金返還請求書」の提出にあたっては、上記に注意して入札保証金の額を記載してください。

## 12 入札について

入札は、入札参加資格を認められた者が、次に示す日時及び場所に入札書を持参するものとする。

なお、代理人が参加する場合は委任状を必ず持参し、入札書の欄には必ず代理人が記名押印すること。

入札（開札）日	入札（開札）	備考
令和8年3月18日（水） 14時	菊池市役所2階203会議室	1号・2号・3号 物件を同時に行う

## 13 入札に係る提出物

号	提出する物
(1)	条件付き一般競争入札参加者資格適格通知書（様式第4号）の写し
(2)	入札保証金の納付済を証する領収書の写し
(3)	入札書（様式第6号）

#### 14 入札の方法

号	入札方法
(1)	市が提示する「最低売却価格（予定価格）」以上の買受希望価格をもって入札すること。
(2)	入札書には、買受希望価格の 110 分の 100 の金額（税抜金額）を記入すること
(3)	入札書は所定の用紙（様式第 6 号）を使用すること。
(4)	買受希望価格は、物件ごとにその総額を記入し、入札者の住所（又は所在地）、氏名（法人においては名称と代表者氏名）を記入押印のうえ郵送にて提出すること。

#### 15 開札の方法

号	開札方法
(1)	開札は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札する。
(2)	提出済みの入札書は、その理由の如何にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 16 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

号	無効の入札
(1)	入札に参加する資格を有しない者のした入札
(2)	委任状を提出しない代理人のした入札
(3)	所定の入札保証金を納付しない者のした入札
(4)	記名押印を欠く入札
(5)	買受希望価格を訂正した入札
(6)	誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(7)	明らかに連合によると認められる入札
(8)	同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札

(9)	2つ以上の意思表示をした入札
(10)	その他入札に関する条件に違反した入札

## 17 落札者の決定

入札参加者のうち、予定価格以上の最高の買受希望価格（以下「落札額」という。）を入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者に「くじ」を引かせ落札者を決定する。

## 18 売買契約の締結

落札者は、市所定の売買契約書により、落札決定の日から10日以内（土日祝日を除く）に契約を締結しなければならない。

ただし、落札者が書面により契約の締結の延期を申し出た場合で、やむを得ない事情があると認められる場合はこの期限を延長する。

なお、落札者が契約を締結しないときは、落札又は売払いの決定を取り消すものとする。この場合、落札者が納付した入札保証金は市に帰属する。

## 19 契約保証金及び売買代金の納付等

次の各号のとおり取り扱う。

号	取り扱い
(1)	落札者は、契約締結の際に、契約保証金を納付しなければならない。 契約保証金は、売買代金の100分の10以上に相当する額とする。
(2)	契約保証金は、市が発行する納入通知書により納付すること。
(3)	落札者に係る入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
(4)	落札額にその100分の10の金額を加えた額（消費税及び地方消費税額を加算した金額）を売買代金とする。 なお、売買代金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
(5)	売買代金は、契約締結の日から30日以内（土日祝日を含む）に、市が発行する納入通知書により、その全額を納付すること。
(6)	契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。
(7)	納付期限までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は市に帰属する。

(8)	契約保証金に利息は付さない。
-----	----------------

## 20 所有権移転及び物件の引渡し並びに費用負担

次の各号のとおり取り扱う。

号	取り扱い
(1)	本物件の所有権は、売買代金が完納したときに移転するものとし、同時に現状有姿のまま引き渡す。なお、引渡しの日程等は双方協議のうえ決定する。
(2)	写真の提出を受けた後、必要な書類を落札者に交付する。
(3)	引渡し後の不調や不具合についての補償は一切行わない。
(4)	引渡し後の運搬は、落札者の責任のもとで行い、運搬に係る費用は落札者が負担する。また、運搬中に事故等が発生した場合においても市は一切責任を負わない。
(5)	売却、登録に伴い発生する公租公課は、落札者が負担する。

## 21 契約の解除

売買契約締結後、契約を締結した落札者が契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除する。

## 22 その他

入札参加者は、本実施要領その他関係法令等を承知のうえ入札するものとする。